

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年6月21日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	根室市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/soumubu/jyouhou/4/my/1641.html

執行機関名 根室市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	根室市こども医療費給付金条例(昭和48年条例第17号)によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		根室市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成29年条例第11号)別表第1の第1欄 根室市こども医療費給付金条例(昭和48年条例第17号)によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第一条	根室市こども医療費給付金条例(昭和48年条例第17号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2　すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	この条例は、乳幼児及び児童等(以下「こども」という。)に対し医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給し、 <u>疾病の早期発見と早期治療によりこどもの健康の保持増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		根室市こども医療費給付金条例(昭和48年条例第17号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	根室市こども医療費給付金条例第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	根室市こども医療費給付金条例第6条に定めるこども医療費受給資格証の交付の申請に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	根室市こども医療費給付金条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	根室市こども医療費給付金条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		